

2024年11月25日

### 非常勤講師の公募について

1. 職 名 非常勤講師（英語）
2. 採用人数 1名
3. 勤務場所 （契約締結時）  
国立大学法人お茶の水女子大学附属高等学校  
東京都文京区大塚2-1-1  
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分  
（変更の範囲）  
本学が定める場所
4. 担当教科 英語
5. 応募資格 高等学校教諭一種普通免許状（英語）取得者
6. 雇用期間 2025年4月1日以降手続き完了日～2026年3月31日  
更新なし  
※3か月の試用期間有り（職務内容、労働条件は同じ）
7. 勤務形態 週3時間（週1日）
8. 勤務時間 担当単位数による。下記参照
9. 職務内容 （契約締結時）  
（1）高校1年英語「論理・表現I」授業及び授業に付随する業務  
（2）定期考査等の作成・採点・成績処理等  
（変更の範囲）  
本学が定める業務
10. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則による。  
休日：土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。  
休暇：年次有給休暇（採用日より6月経過後）
11. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給する。  
期末・勤勉手当は支給しない。
12. 旅 費 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤講師等旅費支給基準に基づき旅費（交通費）を四半期ごとに一括して支給する。ただし、居住地又は勤務先から本学までの徒歩による距離が2km未満の場合は支給しない。
13. 退職手当 なし
14. 加入保険 労災保険
15. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長

16. 通常の労働者への転換（パート有限法第13条関連）

通常の職員への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載します。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。

17. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項

キャンパス内全面禁煙

18. 応募書類 （1）履歴書（写真貼付、PCからのメールを受信可能なメールアドレスのほか、本学指定の書式に必要事項を記載すること。）

（2）教員免許状の写し（教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写し）

※以上（1）、（2）は書式をA4版に統一すること。

（3）応募書類返送用封筒（【備考】参照）

・応募書類は封筒表面に「附属高等学校英語科非常勤講師応募書類在中」と朱記し書留又は簡易書留で郵送のこと。

19. 応募締切 2024年12月19日（木）必着

ただし、応募状況によっては早めに締め切ることがあります。

20. 選考方法 （1）第1次選考 書類による選考

\*通過された方にのみ2024年12月23日（月）頃までに面接日程を電話でご連絡いたします。

（2）第2次選考 面接（実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて連絡します。なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。）

21. 面接予定日 2024年12月24日（火）～27日（金）の間で調整（時間は応相談）

22. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚二丁目1番1号

国立大学法人お茶の水女子大学附属高等学校長 浅田 徹 宛

23. 問合せ先 附属高等学校副校長 溝口 恵

TEL:03-5978-5857 FAX:03-5978-5858

E-mail:mizoguchi.megumi @ocha.ac.jp

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は本応募の用途に限り使用し、提出された個人情報には正当な理由無しに第三者に提供することは一切ありません。
3. 応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますのでご了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。

4. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。





活 動 期 間				社 会 活 動	
年	月	年	月	内 容	
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

受 賞 歴				
有 ・ 無	年	月	日	内 容

刑 罰 ・ 処 分 歴				
有 ・ 無	年	月	日	刑罰・処分の種類とその内容

特記事項・本人希望記入欄
--------------

本書類に記入した事実は事実に相違なく、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消されることについて了承します。

また、私は、学校教育法第九条に該当していません。

年 月 日

氏名（自署）

国立大学法人お茶の水女子大学

### 【記入上の注意】

※年号は西暦で記入する。また、項目を満たしていれば、行数などの体裁は適宜変更可能とする。

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※学歴の欄には、高等学校以降の学歴について全て記入すること。

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。

なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭（\*\*のため）」と記入すること。

（\*\*には求職中、専業主婦/主夫、療養中などの理由を記入する）

※免許・資格の欄には、教員免許に関することは必ず記入すること。

※社会活動の欄には、ボランティア活動やアルバイトなどの経験、委嘱を受けた委員などに関して記入すること。特に記すべきことがない場合は空欄で構わない。

※受賞歴の欄には、全国レベルに相当する催しでの入賞や、国や都道府県による表彰などの有無について「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は年月とその内容を記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第九第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間

にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）(抄)

#### 第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者